

生活保護費等に係る国庫負担割合の 引下げに反対する緊急要望

近年の景気の低迷に伴い、失業者、ホームレス等が急増し、また、高齢世帯や母子家庭等も増加している。このような社会の構造変化に伴い、生活保護費及び児童扶養手当の受給者が急激に増加している状況にある。

国は、生活保護費負担金について、「地方負担を増やすことにより保護率を下げるインセンティブが働く」と考えているが、これまでの負担割合の引上げ・引下げの経緯からみて、そのような根拠はない。

今般、国と地方との共同作業において、保護率の上昇と地域間較差の要因を科学的に分析したところ、その要因は、失業率の上昇などの経済的要因と、単身高齢世帯割合や離婚率の上昇などの社会的要因であり、地方自治体の取組みや実施体制と関係があるということは検証されなかった。

従って、生活保護費の急増に適切に対応していくためには、こうした実態を踏まえた国の総合的な政策が重要であり、国の責任において法改正も含め、給付の適正化に資する種々の方策を推進する必要がある。

生活保護制度は「憲法第 25 条」に基づき、国の責任において較差なく統一的な措置が講じられるべきものであり、その事務は、国が本来果たすべき役割に係る法定受託事務である。

よって、国は、単なる地方への負担転嫁である国庫負担割合の引下げは、絶対に行わないこと。

以上、要望する。

平成17年9月26日

全国市長会

○保護率と完全失業率とは、強い相関関係にある。

【参考】

相関有無の基準 (r=相関係数)

0.0 ≤ |r| ≤ 0.2 ほとんど相関がない

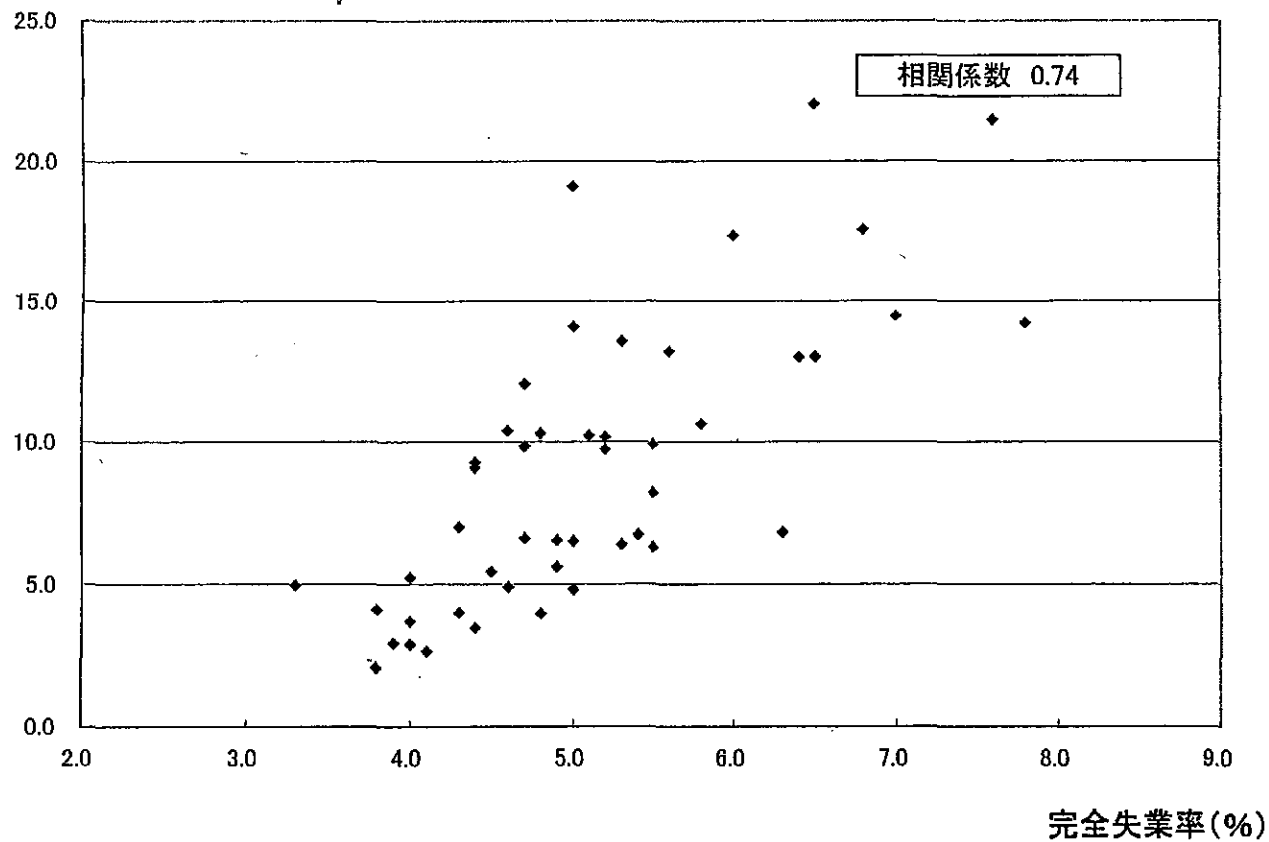
0.2 < |r| ≤ 0.4 弱い相関がある

0.4 < |r| ≤ 0.7 中程度の相関がある

0.7 < |r| ≤ 1.0 強い相関がある

保護率と完全失業率の相関

保護率 (%)



(注) 保護率等は都道府県別 (指定都市・中核市を含む)
資料: 福祉行政報告例、労働力調査 (総務省)

○保護率と高齢単身世帯割合とは、強い相関関係にある。

【参考】

相関有無の基準 (r=相関係数)

0.0 ≤ |r| ≤ 0.2 ほとんど相関がない

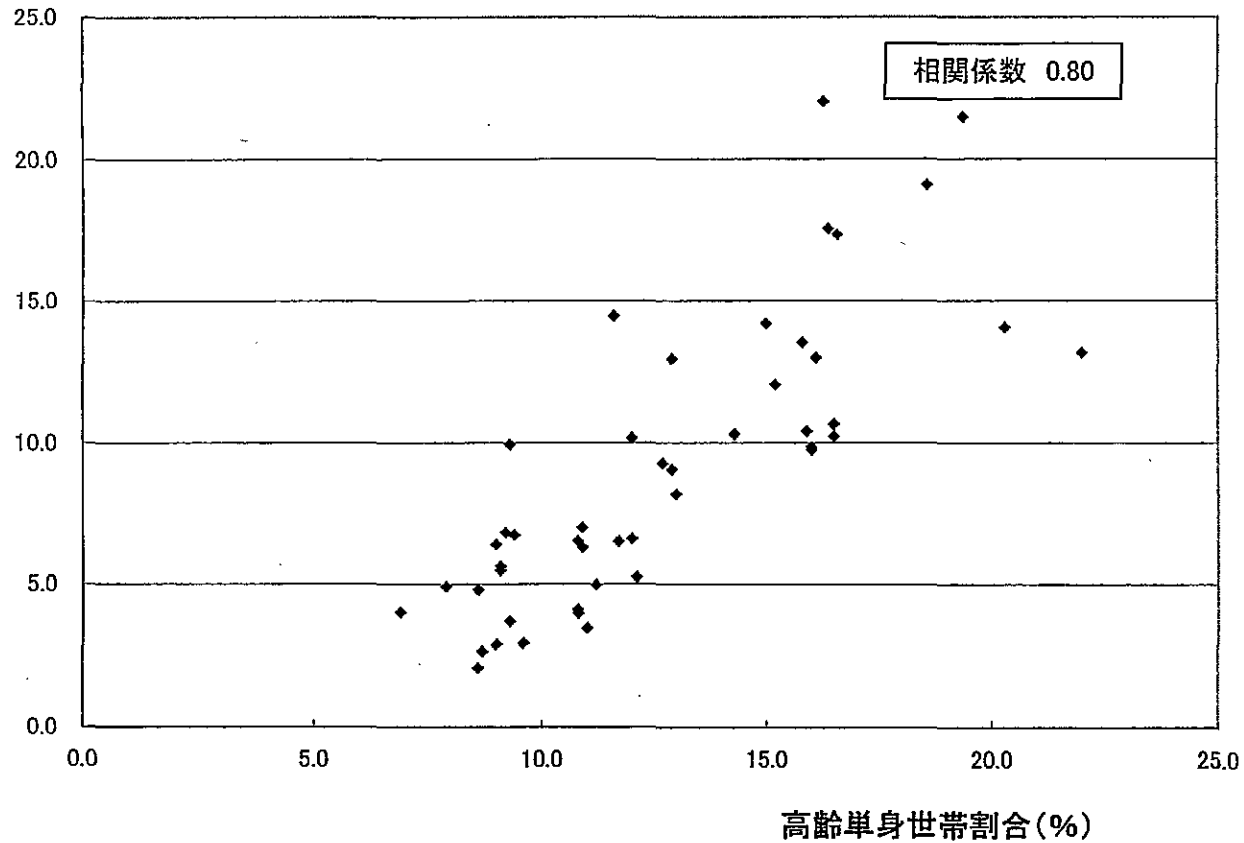
0.2 < |r| ≤ 0.4 弱い相関がある

0.4 < |r| ≤ 0.7 中程度の相関がある

0.7 < |r| ≤ 1.0 強い相関がある

保護率と高齢単身世帯割合の相関

保護率 (‰)



(注) 保護率等は都道府県別 (指定都市・中核市を含む)

資料: 保護率は福祉行政報告例 (平成15年度平均)、高齢単身世帯割合は国勢調査 (平成12年)

○保護率と離婚率とは、強い相関関係にある。

【参考】

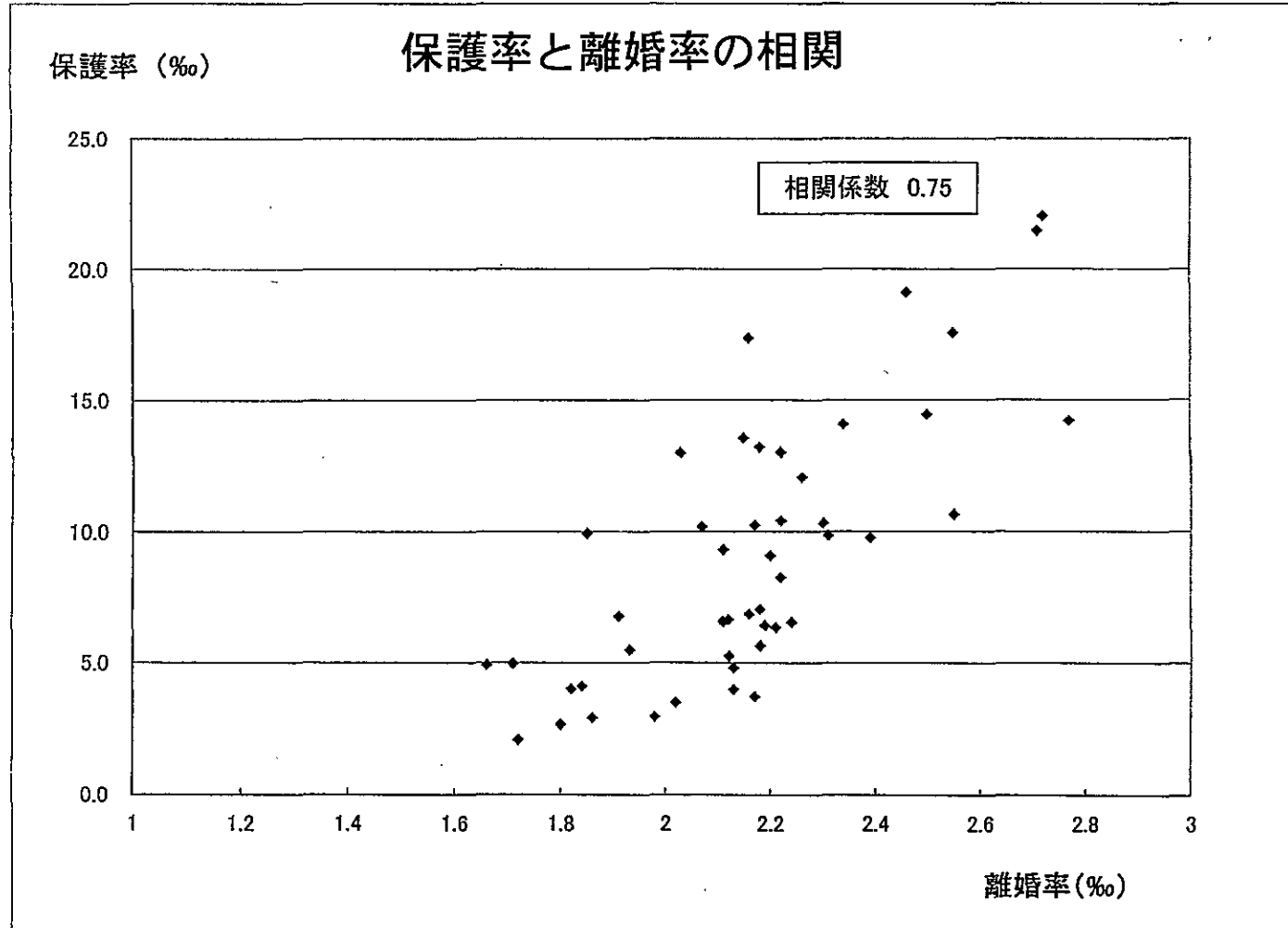
相関有無の基準 (r=相関係数)

$0.0 \leq |r| \leq 0.2$ ほとんど相関がない

$0.2 < |r| \leq 0.4$ 弱い相関がある

$0.4 < |r| \leq 0.7$ 中程度の相関がある

$0.7 < |r| \leq 1.0$ 強い相関がある



(注) 保護率等は都道府県別 (指定都市・中核市を含む)

資料: 保護率は福祉行政報告例 (平成15年度平均)、離婚率は人口動態統計 (平成15年)

生活保護制度の現状について

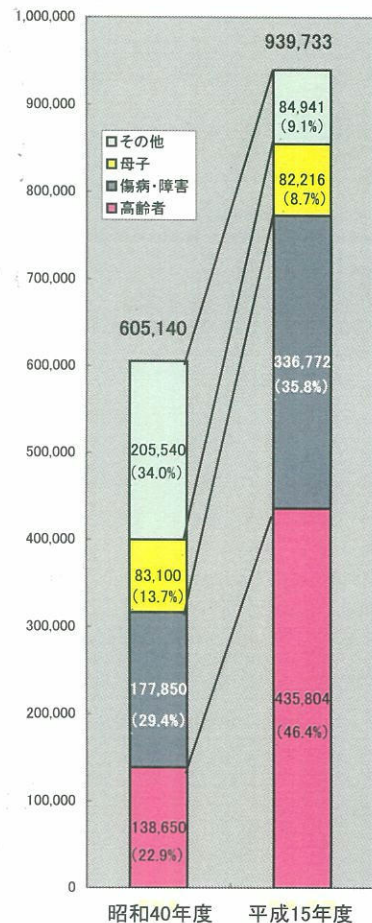
生活保護制度の目的

○ 憲法の理念に基づき、国の責任においてすべての国民に最低限度の生活を保障し、あわせて保護を受ける者の自立を助長することを目的とする

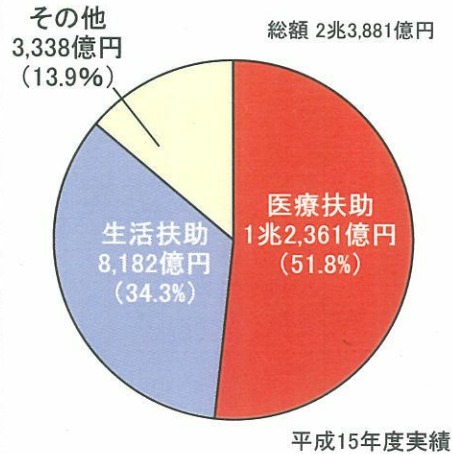
現状

- ・被保護世帯の増加（自立困難な高齢者層の拡大）
- ・扶助費の半分以上を占める医療扶助
- ・一般世帯と被保護者世帯との間の不公平感の存在

世帯類型別被保護者世帯数の推移
世帯 (全国)



生活保護扶助費の状況(全国)



年金支給額との整合性

- (月額・17年度)
- 老齢基礎年金(40年加入者) 66,208円
 - 生活扶助(65歳単身) 79,530円(1級地—1)
75,960円(1級地—2)
- (別途、住宅扶助・医療扶助・介護扶助等あり)

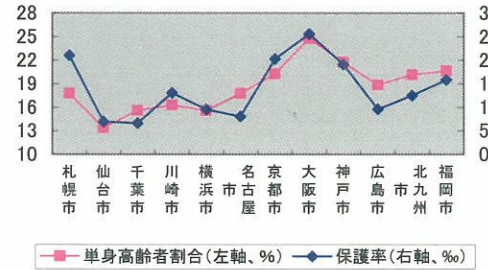
一般低所得者層との整合性

- (月額・15年度)
- 母子世帯平均勤労収入 135,000円
(別途、収入に応じ、児童扶養手当あり)
 - 2人世帯(※1)生活扶助 149,500円(1級地—1)
142,440円(1級地—2)
 - 3人世帯(※2)生活扶助 183,120円(1級地—1)
179,790円(1級地—2)
- (※1は母35歳、子9歳、※2は母35歳、子9歳、5歳)
(別途住宅扶助・医療扶助・教育扶助等あり)

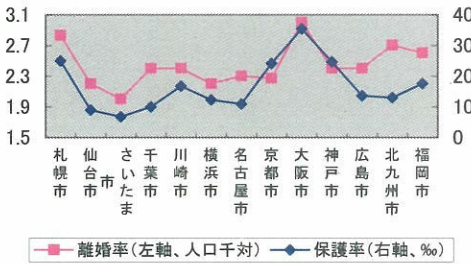
次のような各種の地域要因により、保護率に大きな差が生じている。

社会的要因

保護率と単身高齢者割合(12年度/12年) 相関係数=0.7888

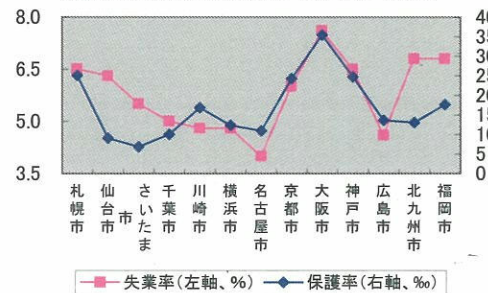


保護率と離婚率(15年度/15年) 相関係数=0.7194



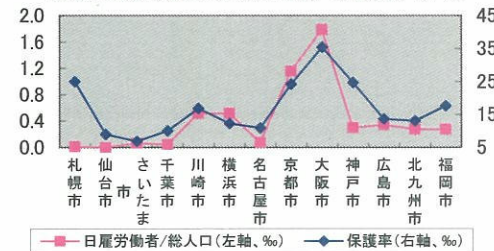
経済的要因

保護率と失業率(15年度/15年) 相関係数=0.6256



歴史的要因

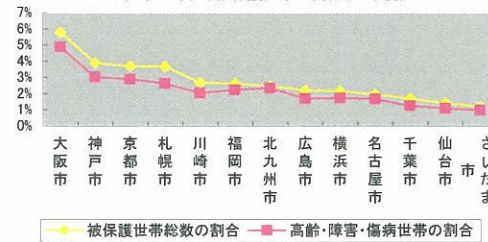
保護率と日雇労働者の割合(15年度) 相関係数=0.7454



※日雇労働者数/総人口は、その市が所在する府県での日雇労働被保護者手帳(白手帳)発行数をその府県の人口で除したものである。

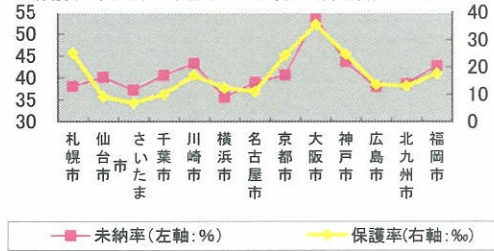
被保護世帯割合の差の大部分は、「高齢者世帯」や「傷病障害世帯」の多寡によるものである。

全世帯に対する被保護世帯の割合(15年度)



国が行う国民年金収納事務についても、地域要因による未納率の差が見られる。

保護率と国民年金未納率(15年度) 相関係数=0.7419



(参考) 平成17年度予算 生活保護費国庫負担金 (全国) 約1兆9,230億円 ⇒ 約1兆7,093億円 △2,137億円
 (指定都市) 約5,992億円 ⇒ 約5,326億円 △666億円

現行(国庫負担率3/4) ⇒ 2/3の場合 影響額
 約5,992億円 ⇒ 約5,326億円 △666億円